

富山市大学生等定住促進事業補助金交付要綱

平成30年4月1日

企画管理部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市への移住・定住の促進を目的に、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市内に存する大学等の新入生に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校
- (2) 新入生 大学等の学籍を新たに取得し、1年を経過しない学生（高等専門学校においては4年生以上の学生に限る。）
- (3) アヴィレ シクロシティ(株)が富山市において運営する自転車市民共同利用システム
- (4) 自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第一種運転免許のうち、普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる補助金の内容の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) アヴィレを利用する者に対する補助金（以下「アヴィレ利用補助金」という。） 次に掲げる要件
 - ア 富山市内に存する大学等の新入生であること
 - イ 富山市内に存する大学等へ通学するため富山市外から富山市内に転入し、富山市の住民基本台帳に登録されていること
 - ウ 入学する年の4月1日以降にアヴィレの定期パスを登録した者
- (2) 自動車運転免許取得者に対する補助金（以下「自動車運転免許取得補助金」という。） 次に掲げる要件
 - ア 前号ア及びイに掲げる要件
 - イ 自動車運転免許取得のため、教習料を支払い自動車教習所へ入所し、入学する年の4月1日以降に自動車運転免許を取得した者

(補助金の額及び交付)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(1) アヴィレ利用補助金 アヴィレの定期パスの基本料に対して6,000円

(2) 自動車運転免許取得補助金 自動車運転教習における教習料に対して30,000円

2 前各号の補助金の交付は、1人につき各号1回限りとする。

(交付申請及び交付申請期限)

第5条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山市大学生等定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) アヴィレ利用補助金

ア 新入生であることを証する書類の写し

イ アヴィレの定期パスを登録したことが確認できるリンクコード通知メール等の写し

(2) 自動車運転免許取得補助金

ア 新入生であることを証する書類の写し

イ 申請者本人が教習料を支払った事実を証する領収書の写し

ウ 取得した自動車運転免許の写し

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をすることが不適當であると認められる者

3 第1項の規定による申請は、新入生となった年度の3月末日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときには、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。この場合において、申請者に文書により通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市大学生等定住促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する通知の後、申請者から提出される富山市大学生等定住促進事業補助金請求書（様式第3号）に基づき、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取り消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の一部又は全額の返還を交付決定者に請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が求める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。